

2011年(平成23年) 11月21日 月曜日

(日刊)

京都地裁では無効判決

企業が「裁量労働制」を不当に運用して労働者にサービス残業を押しつけるトラブルがなくならない。京都地裁は先ごろ、京都市のシステム開発会社の元社員(34)が起こした訴訟で「要件を満たしていない」として元社員の裁量労働を無効とする判決を出した。専門家は「適正利用を促す判决」と評価し「今回のケースは氷山の一角。同様の被害を埋もれさせてはいけない」と警鐘を鳴らしている。(岸本鉄平)

「あの日が地獄の始まり」。に退職するとノルマ未達成などシステムエンジニア(SE)だと理由に損害賠償請求訴訟を起つた元社員が裁量労働制を適用され、弁護士に相談し反訴しする労使協定を結んだのは2003年。実働と関係なく、1日03年。実働と関係なく、1日残業代など計約1100万円の労働時間を8時間とみなす内容だった。地裁は先月末、求めていた支払いを会社に命じた。認定された当時の残業時間は最大で月140時間。うつ状態と診断された当時は顧客の開発したソフトウェアの保守を担当。だが、制度が適用されるシステム設計業務はほとんどなく、大半はプログラミングだった。ノルマに追われ、営業もやらされた。残業代だけでなく休日、深夜手当も支給されなかつた。

全国の労基署によると、10年に

厚生労働省によると、10年に

話す。

09年

裁量労働制の件数は8924件

名ばかり裁量労働横行

で10年前の約5倍。サービス業を強いられない雇用環境整備が求められるが、同省は「労使協定の順守状況などを逐一把握するのは難しい」(労働基準局監督課)。NPO法人労働相談センター(東京都)には昨年、サービス業に関する相談が571件寄せられた。内訳の統計はないが、裁量労働関連も増加傾向といい、菅野存事務局長は「裁量労働という言葉が労働者にサービス残業を強いる方便となつてゐる」という。

名ばかりの裁量労働で不調をきたす労働者は少なくない。12年前、大手機械メーカー研究員だった男性(34)は過労で自殺した。本来の開発業務に加えて慣れない営業にも従事し、サービス残業が常態化。「こゝの状態がいつまで続くか」「人生のリセットボタンを押した

専門家「氷山の一角」

主義はごまかし。今も同様の職場環境が存在すると聞いてあきれる」と憤る。

労働者の声に真摯に耳を傾けるのはもちろんだが、労働者側も日頃から労働時間や対象業務など協定内容の適否を厳しい目でチェックする。



裁量労働制 仕事の進め方や時間配分などを労働者個人の裁量に委ね、労使であらかじめ決めた労働時間を働いたとみなす制度で、1987年の同法改正で導入され、98年の同法改正で対象業務が拡大された。賃金は仕事の成果に応じて決まり、残業代は支払われない。研究開発などの専門性の高い技術系業務が対象の「専門業務型」、本社での企画立案・調査などの業務が対象の「企画業務型」がある。